

企業局が発注する建設工事における指名競争入札実施要領

令和 7 年 4 月 1 日

企業局工務管理課

(趣旨)

第 1 条 この要領は、企業局が発注する建設工事において実施する指名競争入札について、企業局会計規程（平成 14 年宮崎県企業局管理規程第 6 号。以下「規程」という。）及び企業局建設工事等電子入札実施要領（平成 20 年 4 月 1 日定め。以下「企業局電子入札要領」という。）に定めるもののほか、指名競争入札参加者の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、規程及び宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（令和元 11 月 29 日定め。以下「企業局資格要綱」という。）に定めるところによる。

(電子入札)

第 3 条 この要領による入札は、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

(対象工事)

第 4 条 指名競争入札により契約を締結することができる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる種類の工事で、予定価格が規程第 127 条第 1 号に定める額以上かつ 3,000 万円未満のものとする。ただし、災害復旧工事に限り、土木一式工事並びにとび・土工・コンクリート工事のうち吹付工事及び落石防止網等工事で、予定価格が規程第 127 条第 1 号に定める額以上かつ 8,000 万円未満のものを対象工事とすることができるものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) とび・土工・コンクリート工事。ただし、次に掲げる工事に限る。
 - ア 吹付工事
 - イ 落石防止網等工事
 - ウ 道路付属物工事（防護柵工事）
- (3) 舗装工事
- (4) 建築一式工事

(指名基準)

第5条 建設工事を発注する主管課（以下「発注主管課」という。）の長は、建設工事の契約に係る指名競争入札を実施しようとするときは、次に掲げる基準を満たす有資格業者の中から入札参加者の選定を行うものとする。

（1） 企業局資格要綱第7条第2項の規定により、発注の標準となる建設工事の金額の区分に対応して等級区分を定めた建設工事（以下「等級付建設工事」という。）にあつては、当該建設工事に応じた等級に格付けされている有資格業者であること。

（2） 次に掲げる場合を除き、原則として、知事許可業者若しくは大臣本店許可業者（以下「県内建設業者」という。）又は準県内建設業者取扱要領（平成20年5月19日定め）に定める準県内建設業者であること。

ア 建設工事の規模及び技術的難易度等に照らし合わせ、対象となる県内建設業者及び準県内建設業者の数が競争性を確保する上で不足する場合

イ 県内建設業者及び準県内建設業者以外の者を指名するにつき、特別の理由があると認められる場合

（3） 経営及び信用の状況について、次に掲げる事項に該当するなど、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

ア 手形交換所において取引停止処分を受け、又は主要取引先からの取引停止等を受けた事実があること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、企業局資格要綱第7条に規定する入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けていないこと。

ウ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になったこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められること。

（4） 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度の全ての工事成績が60点以上であること。

（5） 建設工事に係る設計業務等の受託者でないこと及び次に掲げる事項に該当する者でないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

（6） 安全管理について、労働基準監督署の命令に従わないなど、契約の相手方と

して不適當であると認められる者でないこと。

- (7) 指名通知を行った日から契約が確定する日までのいずれの日においても、企業局資格要綱第 10 条に規定する入札参加資格停止となっていないこと。
- (8) 企業局電子入札要領及び宮崎県電子入札運用基準（平成 22 年 5 月定め）に基づき、電子入札システムへの利用者登録を行っていること。
- (9) 不誠実な行為がないこと。

2 発注主管課の長は、前項の基準を満たす有資格業者の中から次に掲げる項目について評価を行い、評価の合計値の高い者から順に入札参加者として指名するものとする。

- (1) 完成工事高の評価
- (2) 地域特性
- (3) 現場までの距離
- (4) 県が発注した工事の受注状況
- (5) 県が発注した工事の指名状況
- (6) 雇用している技術者の評価
- (7) 専門性の評価
- (8) 防災協定への加入状況
- (9) 建設機械の保有状況
- (10) 工事成績
- (11) 施工実績
- (12) 社会貢献
- (13) 県が発注した工事への参加意欲
- (14) 県が発注した同種工事への入札参加実績

3 前項の規定による入札参加者として指名する者の間に、次の各号のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がある場合は、当該資本関係又は人的関係がある複数の者のうち評価の合計値の最も高い者のみを入札参加者として指名するものとする。

- (1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

ア 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

- (2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下 同。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成

14 年法律第 154 号) 第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。) である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員 (会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社 (合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員 (同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人 (以下「管財人」という。) を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 発注主管課の長は、複数の工事の入札参加者を同時期に選定する際に、当該複数の工事に係る入札参加者の全てが重複すると想定される場合にあつては、別に定める方法により、第 2 項に規定する評価の合計値の高い者を当該複数の工事の件数に応じて組み合わせ、入札参加者として指名することができる。

5 発注主管課の長は、等級付建設工事の入札参加者の選定に当たり、第 7 条の特例に該当するものとして当該建設工事に応じた等級の上位に格付けされた有資格業者に係る第 2 項の評価を行う場合は、入札参加者の選定の均衡を図るため、当該建設工事に応じた等級に格付けされた有資格業者の評価について、必要な調整を行うことができる。

(入札参加者数)

第6条 入札参加者の数は、10 者以上とする。ただし、特殊な技術又は特殊な機械器具等を必要とする対象工事である場合については、この限りでない。

(等級外指名の特例)

第7条 発注主管課の長は、等級付建設工事の入札参加者の指名に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項第1号の規定にかかわらず、当該建設工事に応じた等級の上位に格付けされた有資格業者を指名することができる。

- (1) 災害復旧等に係る建設工事のうち、二次的な災害が発生するおそれがあるため短期間に施工しなければならない場合であって、当該建設工事に応じた等級に格付けされた建設業者だけでは十分な入札参加者数を確保することが困難である場合
- (2) 建設工事の工法等について高度若しくは特殊な技術を有する場合又は特殊な機械器具等を必要とする場合
- (3) 地域の建設業者の育成を通じて災害対応力の強化を図るため、管理者が特に必要と認めた場合

(指名手続)

第8条 発注主管課の長は、入札参加者を指名するときは、企業局入札参加資格審査会要領（昭和56年6月20日定め）に規定する入札参加資格審査会の審査を受けなければならない。

- 2 前項の審査を受けようとするときは、入札参加者推薦書（別記様式第1号）及び入札参加者選定理由書（別記様式第2号）を入札参加資格審査会に提出するものとする。

(最低制限価格の設定等)

第9条 指名競争入札においては、企業局最低制限価格制度事務取扱要領（平成30年4月1日定め）に定める最低制限価格を設けるものとし、指名競争入札通知書にその旨を記載するものとする。

(指名通知)

第10条 発注主管課の長は、指名する入札参加者を決定したときは、当該入札参加者に対して開札日の前日から起算して10日前までに、企業局電子入札要領第4条に規定する指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）により通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を5日以内に限り短縮することができる。

- 2 前項に定める期間の日数には、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日を含まないものと

する（以下日数の規定において同じ。）。

（入札説明書等に関する質問及び回答）

第 10 条の 2 入札説明書等に関する質問は、指名通知日から開札日の前日から起算して 3 日前の日まで発注主管課において宮崎県電子申請システムにより受け付けるものとする。

2 前項の質問締切日は、特に必要がある場合には、別に定める質問可能な日数を確保した上で、開札日の前日から起算して 4 日前の日又は 5 日前の日とすることができる。

3 質問に対する回答は、宮崎県公共事業情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載することにより行うものとする。

（指名されなかった理由の説明）

第 11 条 指名競争入札に付する建設工事と同一の発注主管課の長が発注する同種の建設工事の入札参加資格を有する者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに不服がある者は、入札及び契約の過程に係る苦情処理要領（令和 2 年 9 月 1 日定め。以下「苦情処理要領」という。）に定めるところにより、指名結果が入札情報サービスにおいて公表された日の翌日から起算して 5 日以内に、発注主管課の長に対して一次（二次）苦情申立書（苦情処理要領別記様式第 1 号。以下「苦情申立書」という。）により指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

（入札の無効）

第 12 条 規程第 125 条において準用する規程第 115 条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1） 虚偽の申請を行った者のした入札
- （2） この要領及び指名通知書等の規定に違反した者のした入札
- （3） 契約の日までに第 5 条の基準を満たさなくなった者のした入札
- （4） 工事費内訳書を提出していない者又は提出された工事費内訳書に不備がある者のした入札
- （5） 同一入札において第 5 条第 3 項に規定する資本関係又は人的関係がある複数の者のした入札

2 前項の規定により入札を無効としたときは、その旨を入札無効通知書（別記様式第 3 号）により通知するものとする。

（落札候補者の決定等）

第 13 条 開札（次条に規定する再度の入札に係る開札を含む。）の結果、予定価格の範囲内で、無効とされた者を除き、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低

価格で入札した者を落札候補者とする。

- 2 前項の最低価格で入札した者が2人以上ある場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）による企業局電子入札要領第19条に規定するくじにより落札候補者を定める。
- 3 発注主管課の長は、落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行った上で、落札者の決定を行うものとする。

（再度の入札）

第14条 発注主管課の長は、予定価格を入札前に公表しない場合において、初回の入札に係る開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、初回の入札に参加した者（無効とされた者を除く。）による再度の入札（以下「再度の入札」という。）を直ちに実施するものとする。

- 2 再度の入札の回数は、1回とする。
- 3 再度の入札においても落札者となるべき者がいなかったときは、予定価格を超えた応札のうち最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、最低価格で入札した者と随意契約により、予定価格を超えない範囲で契約を締結することができる。
- 4 発注主管課の長は、前項に規定する随意契約をしようとする場合は、契約の相手方としようとする者（以下「随意契約候補者」という。）の資格確認を次条の規定に準じて行うものとし、資格確認の結果、随意契約候補者が入札参加資格を満たすことが認められたときは、契約の相手方として決定するものとする。
- 5 発注主管課の長は、資格確認の結果、随意契約候補者に入札参加資格がない場合は、当該随意契約候補者に第16条第2項の規定に準じて通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないとされた随意契約候補者の次に低い価格で入札した者の入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときは、その者と随意契約により契約を締結することができる。
- 6 第4項の規定は、前項後段の規定により契約を締結する場合に準用する。

（入札参加資格の確認）

第15条 発注主管課の長は、落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別記様式第4号。以下「確認申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求めるものとする。ただし、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないものとする。

- （1） 同種工事施工実績調書（別記様式第5号）（指名通知書において条件を付した場合に限る。）
- （2） 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（別記様式第6号）

(3) その他指名通知書において提出を求める書類

- 2 前項各号に掲げる添付資料については、発注主管課の長が第5条第2項各号に掲げる項目からあらかじめ確認できる場合は、省略することができる。
- 3 確認申請書及び添付資料（以下「確認申請書等」という。）の提出は、発注主管課の長が提出を指示した日の翌日から起算して2日以内に落札候補者が発注主管課に持参、送付（郵便書留など配達の記録ができるものであって、発注主管課の長が提出を指示した日の翌日から起算して2日以内の消印のものに限る。）又は電子入札システムにより行うものとする。ただし、落札候補者となった者が、既に他の建設工事における落札者又は落札候補者であるために当該入札に係る契約の内容に適合した履行ができないと判断する場合及び配置予定技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等により必要な技術者を配置することができなくなった場合には、発注主管課に連絡するとともに、当該確認申請書等に代えて入札参加資格確認辞退届（別記様式第7号）を提出するものとする。
- 4 提出期限以降は、確認申請書等の修正及び再提出は認めない。ただし、発注主管課の長が指示した場合は、この限りでない。
- 5 落札候補者が提出期限までに確認申請書等を提出しない場合又は資格確認のために発注主管課の長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者がした入札は無効とする。
- 6 資格確認は、確認申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行うものとする。ただし、資格確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

(落札者の決定)

第16条 発注主管課の長は、資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たす場合には、当該落札候補者を落札者として決定し、企業局電子入札要領第18条に規定する落札決定通知書により入札参加者に通知するものとする。

- 2 発注主管課の長は、資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たさない場合（前条第1項ただし書きにおいて確認申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）には、入札参加資格確認結果通知書（別記様式第8号）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。

(落札決定の取消し)

第17条 発注主管課の長は、落札者として決定した者が入札参加資格を満たさないことが判明した場合には、当該落札決定を取り消し、その者に対して落札決定取消通知書（別記様式第9号）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。

- 2 落札決定を取り消した場合で、次条第1項に規定する次順位者以降の者を落札者として決定するときは、入札参加者に対して落札決定通知書に当初の落札決定を取り消した旨を付して通知するものとする。ただし、他に落札者となるべき者がいないときは、落札決定取消通知書（入札参加資格がないとした理由を除く。）により通知するものとする。

（次順位者の資格確認）

第18条 発注主管課の長は、落札候補者又は落札者の入札を無効とした場合、落札候補者に入札参加資格がない場合又は落札者として決定した者の落札決定を取り消した場合は、入札を無効とされた者、入札参加資格がない者又は落札決定の取消しを受けた者（以下「無効者等」という。）以外で同価入札者がある場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がない場合にあっては予定価格の範囲内で無効者等の次に低い価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者として、資格確認を行うものとする。この場合において同価入札者が2者以上いるときは、当該同価入札者による企業局電子入札要領第19条に規定するくじにより落札候補者を定めるものとする。

- 2 前項の規定による資格確認は、無効者等に第16条第2項及び第17条第1項に規定する通知をした日から行うことができる。

（入札参加資格がないとした者に対する理由の説明）

第19条 第16条第2項の規定による入札参加資格確認結果通知書又は第17条第1項の規定による落札決定取消通知書（以下「結果通知書等」という。）を受理した者は、苦情処理要領に定めるところにより、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、発注主管課の長に対して苦情申立書により入札参加資格がないとされた理由についての説明を求めることができる。

- 2 発注主管課の長は、前項の苦情申立書を受理したときは、苦情処理要領に定めるところにより、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者（以下「苦情申立者」という。）に対して回答するものとする。
- 3 前項の回答を行うに当たり、苦情申立者に入札参加資格があると認める場合には、当該入札に係る入札参加資格を審査した入札参加資格審査会を経て、結果通知書等を取り消すとともに、苦情申立者を落札者として決定し、落札決定通知書により通知するものとする。

（苦情申立てに伴う対応）

第20条 第18条の規定による次順位者の資格確認中に前条の苦情申立書を受理したときは、資格確認を中断するものとする。この場合において、資格確認を中断している期間、第15条第6項の資格確認の期間から除くものとする。

- 2 前項の規定により次順位者の資格確認を中断したときは、中断した旨を入札参加資格確認中断通知書（別記様式第 10 号）により、次順位者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の苦情申立書について、前条第 3 項の規定により苦情申立者の入札参加資格が認められたときは、次順位者に対する資格確認を中止するとともに、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（別記様式第 11 号）により次順位者に通知するものとする。
- 4 第 1 項の苦情申立書について、苦情申立者の入札参加資格が認められなかったときは、次順位者に対する資格確認を再開するとともに、再開した旨を入札参加資格確認再開通知書（別記様式第 12 号）により次順位者に通知するものとする。

（費用の負担等）

第 21 条 第 15 条に規定する確認申請書等並びに第 11 条及び第 19 条に規定する苦情申立書（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- 2 提出書類は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。
- 3 提出書類は、返却しない。
- 4 前 3 項の規定は、入札が中止された場合に準用する。

（入札結果の公表）

第 22 条 本要領に基づき入札に付した建設工事については、企業局建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項の公表要領（令和 4 年 2 月 1 日定め）に基づき、入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項を公表するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(その1)(第8条関係)

						伺 年 月 日		年 月 日	
(受付印)	(決裁欄)	決 裁 欄 ※1							

審査会開催日	年 月 日
--------	-------

審査員欄 ※1	会長	委員長								主管 課長

[illegible]

※1 組織体制に応じて適宜見直すこと。
 ※2 ①～⑧は該当欄に○印を付すること。様式第2号と整合を図ること。

様式第1号(その2)(第8条関係)

下記建設工事の指名競争入札参加者を次のとおり決定してよろしいか。

[illegible][illegible]

※1 組織体制に応じて適宜見直すこと。
 ※2 ①～⑧は該当欄に○印を付すること。様式第2号と整合を図ること。

様式第2号（第8条関係）

入札参加者選定理由書

- 1 工事番号
- 2 工事名称
- 3 工事場所
- 4 入札予定日
- 5 指名競争入札を行う理由
- 6 選定理由

入札参加者については、「企業局が発注する建設工事における指名競争入札実施要領」第5条に基づき、「県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱」第7条に規定する入札参加資格の認定を受けている者から、次のとおり選定を行った。

指名基準	評価項目	対象業者数
有資格業者	県の建設業者等有資格業者名簿に登録されており、等級付建設工事にあつては当該建設工事に応じた等級に格付けされていること。	
事業所の所在地	県内建設業者又は準県内建設業者で、営業所（土木一式工事にあつては主たる営業所）が〇〇管内にあること。	
経営及び信用の状況	取引停止処分を受けているなど、経営状況が著しく不健全であり、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。	
工事成績	県が発注する建設工事の施工実績がある者は、当該年度及び前年度の全ての工事成績が60点以上であること。	
設計業務等の受託者との関係	本件建設工事に係る設計業務等の受託者でないこと及び当該受託者と一定の資本関係や人的関係を有しないこと。	
安全管理の状況	労働基準監督署等の命令に従わないなど、契約の相手方として不適切であると認められる者でないこと。	
入札参加資格停止の有無	入札参加資格停止となっていないこと。	
電子入札への対応状況	電子入札システムへの利用者登録を行っていること。	
評価項目	①完成工事高の評価 ②地域特性 ③現場までの距離 ④県工事受注状況 ⑤県工事指名状況 ⑥雇用している技術者の評価 ⑦専門性の評価 ⑧防災協定への加入状況 ⑨建設機械の保有 ⑩工事成績 ⑪施工実績 ⑫社会貢献 ⑬県工事への参加意欲 ⑭入札参加実績	

入札無効通知書

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

様

（発注主管課の長）



（工事名）に係る入札について、下記の理由により無効としたので通知します。

記

（入札を無効とした理由）

様式第4号（第15条関係）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

（発注主管課の長） 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

年 月 日に開札のありました（工事名）に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、当社と一定の資本関係又は人的関係のある者が本入札に参加していないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種工事施工実績調書
- 2 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書
- 3 その他指名通知書において提出を求める書類

（注）同種工事施工実績調書については、指名通知書において条件を付した場合に限り提出するものとします。

※宮崎県電子入札システムにて提出する場合は押印不要

同種工事施工実績調書

工（工種・工法を指定する場合）

会社名

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	（都道府県名・市町村名）
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態等	単体／J V（出資比率）
工 事 概 要		

- 備考 1 指名通知書において提出を求めた場合に提出すること。
- 2 記載した工事についてコリンズの竣工登録をした登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付すること。ただし、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、請負契約書の写しその他の当該工事の内容が確認できる書類及び発注者の証明書その他の引渡しが完了したことが確認できる書類を添付すること。
- 3 共同企業体（J V）での施工実績を記載する場合において、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、J V協定書の写しを添付すること。
- 4 J Vでの入札参加資格確認申請の場合は、施工実績を有する構成員についてこの調書を作成すること。

様式第 6 号（第 1 5 条関係）

主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書

会社名

配 置 予 定 技 術 者 氏 名		
生 年 月 日		年 月 日（ 歳）
採 用 年 月 日		年 月 日
最 終 学 歴		
法令による資格・免許 (資格者証等の写しを添付すること)	資 格 の 名 称	
	取 得 年 月 日	
	登 録 番 号	
建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかの規定に該当する者の実務経験※		開札日当日までに（入札参加資格確認事項において求める建設工事の種類（土木一式工事など）を記載）に係る建設工事に関し、（ ）か月以上の実務経験がある。
工 事 経 験 の 概 要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	（都道府県名・市町村名）
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人／主任(監理)技術者／その他の技術者(職名等)
手 持 工 事 の 状 況	工 事 内 容	
	手 持 工 事 の 有 無	あり ・ なし
	技 術 者 の 専 任 ・ 非 専 任	専任 ・ 非専任
	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	従 事 役 職 名	(特例)監理技術者／監理技術者補佐／主任技術者／現場代理人
	工 事 完 成 届 提 出 日	※余裕期間対象工事は記載不要
	引 渡 (完 了 検 査) 予 定 年 月 日	
そ の 他		

※ 宮崎県公共事業情報サービスに掲載している「配置予定技術者に関する事項」において建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者について入札参加資格を認めている場合で、当該規定に該当する者を配置予定技術者とする場合に記入すること。

なお、この場合、「配置予定技術者実務経験調書」（様式は宮崎県公共事業情報サービス に掲載）を、この調書に添付して提出すること。

「備考」に従い記入すること。

備考

- 1 入札参加資格確認事項の「施工実績に関する事項」に掲げる要件を満たす工事の経験を記載すること。
- 2 記載した工事についてコリンズの竣工登録をした登録内容確認書（工事カルテ）の写しを添付すること。
ただし、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、請負契約書の写しその他の当該工事の内容が確認できる書類及び発注者の証明書その他の引渡ししが完了したことが確認できる書類を添付すること。なお、当該工事が同種工事施工実績調書に記載した工事と同一のものである場合、登録内容確認書（工事カルテ）等の添付を要しない（以下、次項において同じ）。
- 3 共同企業体（JV）での施工実績を記載する場合において、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。
- 4 本工事の配置予定技術者と手持工事の関係
 - （1）手持工事とは、配置予定技術者が開札日において監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事している施工中の他の工事をいう。
 - （2）手持工事には、国、都道府県、市町村発注工事に加え、民間事業者等発注工事を含むものとし、また、随意契約等による小規模な工事も含むものとする。
 - （3）本工事が技術者の専任を必要とする場合
 - ① 本工事の配置予定技術者が、手持工事の主任（監理）技術者となっている場合（専任の要否にかかわらず。）は、契約の日までに当該手持工事の工事完成届を提出できる旨の誓約を「その他」の欄に記入し、当該手持工事の内容がわかる書類を提出すること。また、当該手持工事に係る工事完成届を契約の日までに提出すること。ただし、本工事に余裕期間を設定している場合は、実工期の始期の前日までに当該手持工事の引渡しまで終了する見込みであることを示す書類（契約書の写し等）を提出すること。
 - ② 本工事の配置予定技術者が、手持工事の現場代理人となっている場合は、当該現場代理人を交代するなど、本工事の現場着手の日（余裕期間を設定している工事にあつては、実工期の始期の前日。以下本項において同じ。）までに本工事の配置予定技術者として従事できる旨の誓約を「その他」の欄に記入し、当該手持工事の内容がわかる書類を提出すること。
 - （4）本工事が技術者の専任を必要としない場合
 - ① 本工事の配置予定技術者が、手持工事の主任（監理）技術者となっている場合（専任を要する場合に限る。）は、契約の日までに当該手持工事の工事完成届を提出できる旨の誓約を「その他」の欄に記入し、当該手持工事の内容がわかる書類を提出すること。また、当該手持工事に係る工事完成届を契約の日までに提出すること。ただし、本工事に余裕期間を設定している場合は、実工期の始期の前日までに当該手持工事の引渡しまで終了する見込みであることを示す書類（契約書の写し等）を提出すること。
 - ② 本工事の配置予定技術者が、手持工事の現場代理人となっている場合は、当該現場代理人を交代するなど、本工事の現場着手の日までに本工事の配置予定技術者として従事できる旨の誓約を「その他」の欄に記入し、当該手持工事の内容がわかる書類を提出すること。
 - （5）期日までに前2号に規定する書類の提出がない場合や、不備がある場合は、入札参加資格がないものとして落札決定を取り消すこととなるので、留意すること。
なお、落札決定取消となった場合は、原則入札参加資格停止となる。
 - （6）契約後に書類の虚偽が判明した場合や配置予定技術者の手持工事の引渡が本工事の現場着手までに完了していない場合は、原則契約解除等となるので、留意すること。
- 5 複数の配置予定技術者を申請する場合は、契約日までに1名を選択すること。
なお、契約締結後の配置技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないので留意すること。
- 6 配置予定技術者の要件確認書類として、健康保険被保険者標準報酬決定通知書、健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写しのほか他に指示する資料並びに監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付すること。
- 7 JVでの入札参加資格確認申請の場合は、各構成員についてこの調書を作成すること。
- 8 施工実績を求めている場合は、「工事経験の概要」欄を記入する必要はない。

※ 上記に定めるもののほか、「配置予定技術者の専任要件等の取扱いについて」（令和5年11月28日宮崎県県土整備部技術企画課定め。）を参照すること。

入札参加資格確認辞退届

年 月 日

（発注主管課の長） 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名



年 月 日に開札のありました「（工事名）」に係る入札参加資格の確認を下記の理由により辞退します。

記

- ・ 既に他の建設工事の落札候補者（落札者）となっており、契約の履行ができないため。
 - ・ 配置予定技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職又は休職等により、必要な技術者を配置することができなくなったため。
- ※ 事実関係を確認できる資料を添付すること。

様式第 8 号（第 16 条関係）

入札参加資格確認結果通知書

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

様

（発注主管課の長）



（工事名）に係る入札参加資格について、下記の理由により入札参加資格を満たしていないので通知します。

記

（入札参加資格がないとした理由）

（注）あなたは、当職に対して入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、この通知を受けた日から 2 日以内に（発注主管課名）へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第9号（第17条関係）

落札決定取消通知書

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

様

（発注主管課の長）



下記の調達案件について、 年 月 日付けで通知した落札決定を取り消しましたので通知します。

記

調達案件番号：

調達案件名称：

理由：

（注）あなたは、当職に対して入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、この通知を受けた日から2日以内に（発注主管課名）へその旨を記載した書面を提出してください。

入札参加資格確認中断通知書

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様

（発注主管課の長） 印

先に申請のありました下記の工事に係る入札参加資格申請について、あなたの前に落札候補者であった方から苦情申立書が提出されたため、あなたの入札参加資格確認を中断しましたので通知します。

記

工事名

様式第 1 1 号（第 2 0 条関係）

入札参加資格確認中止通知書

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様

（発注主管課の長） 印

先に申請のありました下記の工事に係る入札参加資格申請について、あなたの前に落札候補者であった方の入札参加資格が認められた結果、あなたの入札参加資格確認を中止しましたので通知します。

記

工事名

様式第 1 2 号（第 2 0 条関係）

入札参加資格確認再開通知書

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様

（発注主管課の長） 印

年 月 日付けで中断の通知をしました下記の工事に係るあなたの入札参加資格の確認を再開しましたので通知します。

記

工事名